

部長会議付議事案書（報告）

（令和4年8月2日）

提案課名 森林ふれあい課

報告者名 北村 栄

事案名	金目川水害予防組合所有地等の堰堤改修工事について	<div style="text-align: center;"> 有 資料 無 </div>						
提案趣旨	<p>金目川上流部の3つの堰堤（御坂堰堤、春嶽堰堤、春嶽第1号石堰堤）の改修工事を神奈川県が国の砂防設備等緊急改築事業として、令和4年度から令和6年度にかけて実施を予定しています。この3つの堰堤は、金目川水害予防組合（以下、「組合」という。）の所有地及びその隣接地に設置されており、事業用地を国（国土交通省）が買収する予定となっています。</p> <p>また、買収に伴い、組合格約の別表に定める組合所有地の面積が変更になるため、規約の変更が必要になります。規約は、改修工事が完了する令和7年度に組合構成市である平塚市、伊勢原市及び秦野市のそれぞれの議会の議決を得て、3市長連名の協議書を作成し、県知事からの許可を受けて変更される予定です。</p> <p>そこで、金目川の堰堤改修工事が行われること及び令和7年度に組合格約の変更に伴う議案の上程を予定していることを8月17日の議員連絡会において報告するものです。</p>							
概要	<p>1 堰堤の位置及び工事予定期間について</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 御坂堰堤（蓑毛1146-1）</td> <td>令和4年度秋以降12か月程度</td> </tr> <tr> <td>(2) 春嶽堰堤（蓑毛1146-1付近）</td> <td>令和5年度秋以降9か月程度</td> </tr> <tr> <td>(3) 春嶽第1号石堰堤（蓑毛1139付近）</td> <td>令和5年度秋以降18か月程度</td> </tr> </table>		(1) 御坂堰堤（蓑毛1146-1）	令和4年度秋以降12か月程度	(2) 春嶽堰堤（蓑毛1146-1付近）	令和5年度秋以降9か月程度	(3) 春嶽第1号石堰堤（蓑毛1139付近）	令和5年度秋以降18か月程度
(1) 御坂堰堤（蓑毛1146-1）	令和4年度秋以降12か月程度							
(2) 春嶽堰堤（蓑毛1146-1付近）	令和5年度秋以降9か月程度							
(3) 春嶽第1号石堰堤（蓑毛1139付近）	令和5年度秋以降18か月程度							
経過	<p>令和3年2月 神奈川県から組合事務局に対し、堰堤改修工事の協力依頼。</p> <p>令和4年6月 神奈川県からの3つの堰堤改修工事の全体協定を締結し、工事終了後に事業用地を買収する提案を組合事務局として了承。</p>							
今後の進め方	<p>令和4年8月17日 議員連絡会に報告</p> <p>令和4年度 神奈川県と組合で全体協定を締結後、神奈川県が工事着手</p> <p>令和7年度 工事完了後、3市議会に組合格約変更の協議について議案を上程。議決後、県知事に組合格約変更の許可申請。</p> <p>県知事許可後、売買契約を締結。</p>							

金目川水害予防組合所有地等の堰堤改修工事について

令和4年8月2日
環境産業部森林ふれあい課

1 金目川水害予防組合とは

山林保全を通じて金目川の水害予防及び沿岸耕地の灌漑用水の水源涵養のため、山林の管理及び処分に関する事務を共同処理するための一部事務組合であり、平塚市、伊勢原市及び本市の3市をもって組織されています。

2 事案の概要

金目川上流部の3つの堰堤（御坂堰堤、春嶽堰堤、春嶽第1号石堰堤）の改修工事を神奈川県が国の砂防設備等緊急改築事業として、令和4年度から令和6年度にかけて実施を予定しています。この3つの堰堤は、金目川水害予防組合（以下、「組合」という。）の所有地及びその隣接地に設置されており、事業用地を国が買収する予定となっています。

3 堰堤の名称、所在地（売却地積）及び工事スケジュール

堰堤の名称	所在地	工 期
御坂堰堤	蓑毛 1146 番 1 (137.60 m ²)	今年度秋以降 1 2 か月程度
春嶽堰堤	蓑毛 1146 番 1 付近 (300 m ² 程度)	令和 5 年秋以降 9 か月程度
春嶽第 1 号石堰堤	蓑毛 1139 番 付近 (300 m ² 程度)	令和 5 年秋以降 1 8 か月程度

4 規約変更の議会議決について

- (1) 買収に伴い、組合同規約の別表に定める所有地の面積が変更になるため、規約の変更が必要になります。
- (2) 規約の変更は、3市それぞれの議会の議決を得て、3市長連名の協議書を作成し、県知事への変更許可申請が必要となります。
- (3) 工事完了後の令和7年度に、規約変更の協議の議案の上程を予定しています。

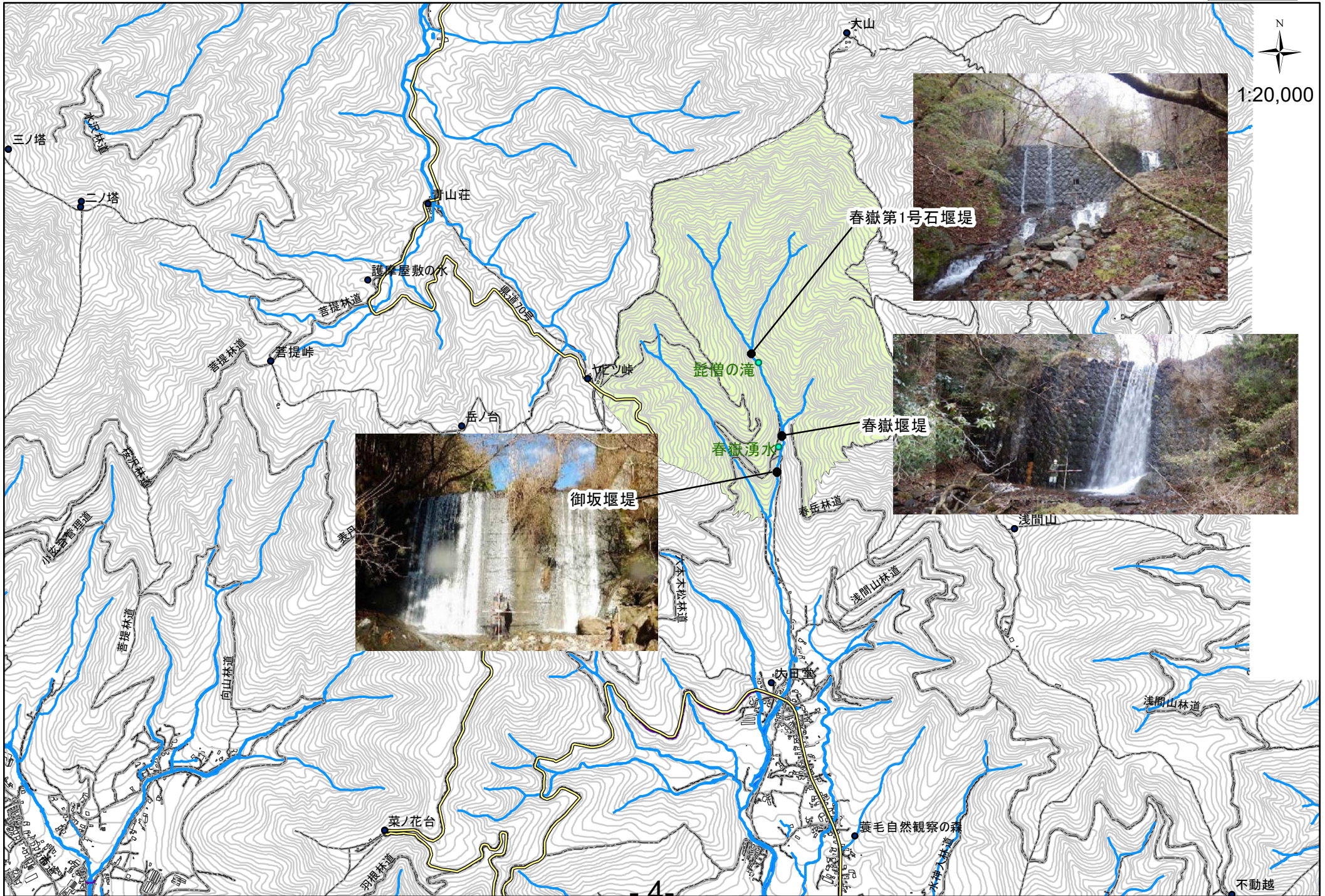
地方自治法【抜粋】

(組織、事務及び規約の変更)

第二百八十六条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

(議会の議決を要する協議)

第二百九十条 第二百八十四条第二項、第二百八十六条（第二百八十六条の二第二項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第二百八十七条第一項第二号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前二条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



○金目川水害予防組合格約

昭和 39 年 8 月 18 日
県指令 39 地第 599 号許可

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、金目川水害予防組合という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 この組合は、平塚市、秦野市及び伊勢原市をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 この組合は、山林保全を通じて、金目川の水害予防及びその沿岸耕地の灌漑用水の水源涵養のため、[別表](#)に掲げる地域の山林の管理及び処分に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第 4 条 この組合の事務所は、組合長の所属する市の事務所内に置く。

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第 5 条 この組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、15 人とする。

2 組合議員は、[次の各号](#)に掲げる者とする。

- (1) この組合を組織する各市(以下「各市」という。)の長が互選した者 2 人
- (2) 各市の議会において互選した者 3 人
- (3) 湘南農業協同組合の理事会において互選した者 7 人
- (4) 秦野市農業協同組合の理事会において互選したもの 3 人

(組合議員の任期等)

第 6 条 組合議員の任期は、それぞれ各市の長、各市の議会の議員、各農業協同組合の理事の任期による。

2 組合議員が、次に掲げる理由に該当したときは、その職を失う。

- (1) 市長である者が[次条第 2 項](#)の規定により組合長に選任されたとき。
- (2) 各市の長、各市の議会の議員、各農業協同組合の理事でなくなったとき。

3 各市の議会の議員である組合議員又は各農業協同組合の理事である組合議員が欠けた場合は、当該市の議会又は各農業協同組合の理事会において直ちに補欠の組合議員を互選しなければならない。

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第 7 条 この組合に、組合長、副組合長及び会計管理者各 1 人を置く。

2 組合長は、組合議会において、各市の長のうちからこれを選挙する。

3 副組合長及び会計管理者は、それぞれ組合長の所属する市の副市長及び会計管理者をもってこれにあてる。

(組合長及び副組合長の任期)

第 8 条 組合長及び副組合長の任期は、それぞれ各市の長及び副市長の任期による。

(補助職員)

第9条 [前条](#)に規定する者のほか、この組合に若干の補助職員を置く。

2 [前項](#)の職員は、組合長が任免する。

(監査委員)

第10条 この組合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て知識経験者及び組合議員のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、知識経験者から選任された者にあつては3年とし、組合議員から選任された者にあつては組合議員の任期による。

(組合の経費の支弁の方法)

第11条 この組合の経費は、組合の事業より生ずる収入その他の収入をもってこれに充て、なお不足する場合は、次の割合をもって各市が負担する。

(1) 平塚市 100分の69

(2) 秦野市 100分の25

(3) 伊勢原市 100分の6

附 則

[この規約](#)は、知事の許可の日から施行する。

附 則(昭和41年7月1日県指令地第602号)

この規約は、知事の許可の日から施行する。

附 則(昭和46年6月18日県指令地第131号)

この規約は、知事の許可の日から施行する。

附 則(昭和59年9月5日県指令市町第317号)

この規約は、知事の許可の日から施行する。

附 則(平成3年11月1日県指令市町第468号)

この規約は、知事の許可の日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則(平成19年4月18日県指令市町第4号)

1 この規約は、知事の許可の日から施行する。

2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により、この規約施行後も、その在任中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、改正後の規約第7条第1項及び第3項の規定は適用せず、改正前の規約第7条第1項及び第3項の規定は、なお効力を有する。

附 則(平成21年9月2日県指令市町第2号)

この規約は、知事の許可の日から施行する。

別表(第3条関係)

所在地	地番	地目	面積(m ²)
神奈川県秦野市蓼毛字春嶽	1119	保安林	47,008
同	1120	同	69,775
同	1121	同	99,305
同	1122	同	93,966
同	1123	同	20,968
同	1124	同	2,710
同	1125	同	108,208
同	1126	同	68,264
同	1127	同	130,809
同	1128	同	50,866
同	1129	同	16,958
同	1130	同	13,004
同	1131	同	3,471
同	1132	同	78,185
同	1133	同	4,740
同	1134	同	14,879
同	1135	同	1,880
同	1136	同	74,082
同	1138	同	11,074
同	1139	同	145,983
同	1140	同	34,366
同	1141	同	14,214
同	1142	同	39,537
同	1143	同	48,495
同	1144	同	49,586

同	1145	同	67,338
同	1146ノ1	同	33,338
同	1147	同	28,922
合計	28筆		1,371,931